

岡山県公立学校講師等登録申込書

記入年月日 令和 5 年 12 月 11 日

記入例

フリガナ	オカヤマ タロウ	フリガナ	キビ タロウ	生 年 月 日	年 齢	性別
氏 名	岡山 太郎	旧 姓 旧 名	吉備 太郎	昭和 60 年 9 月 4 日	38 歳	男
	改名・改姓の経験の有無(有)無)				(R6.4.1現在)	*未記入可
連 絡 先	〒 000 - 0000 岡山市北区内山下0-0-0 ■■マンション▲▲号室		電話 086 - 000 - 0000	携帯電話 090 - 0000 - 0000		
	〒 000 - 0000 〇〇市〇〇 0-0-0		電話 0000 - 00 - 0000			
希望 順位	職 種	希望する勤務形態	校 種 等	写 真 欄		
1	講 師 (臨時的・非常勤・任期付)	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤	第1希望 小学校	○校種欄には、次のいずれかを記入してください。 小学校 中学校 高等学校 特別支援学校 ○「講師」の職種を希望した方で、校種を「中学校」又は「高等学校」を記入した場合は、必ず教科・科目欄を記入してください。		
	養護助教諭 (臨時的・任期付)		第2希望 中学校			
2	実 習 助 手 (臨時的・任期付)	第3希望 高等学校	実習助手			
	客 体 全 体 指 導 員	<input type="checkbox"/> 任期付短時間	勤務場所	<input type="checkbox"/> 県内どこでも勤務可能		
		<input type="checkbox"/> 非常勤	勤務可能期	<input checked="" type="checkbox"/> 片道 60 分以内		
			勤務可能期	令和 6 年 4 月 1 日以降		
			家族用車通勤	<input checked="" type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能		
職員番号	(保有している場合)					
教員免許状	校種等	種 類	教 科	取得(見込)年月	教員免許状修了確認(有効)期限	
	小学校	1種		平成 20 年 3 月 取得	平成 32 年 3 月 31 日	
	中学校	2種	国語	令和 6 年 3 月 取得見込	年 月 日	
	特別支援学校	1種	知・肢・病	平成 20 年 3 月 取得	平成 22 年 2 月 21 日	
	特別支援学校は、教科欄に知・肢・病のように、領域を記入してください。					
部活動等	大学			取得済みの方で、記載がある方のみ、教員免許状を確認の上、記入してください。		
	ハンドボール			ハンドボール		
特技・資格等	スキーハタイピング、英検2級、TOEIC520点 (H30.7)			その他特記事項		
学 歴	学校名・課程名		在 学 期 間	修学年数	区 分 (卒業・修了・中退)	
	岡山県立■■■■ 高等学校		H13 4 ~ H16 3	3年 0月	卒業	
	★★大学★★学部★★学科		H17 4 ~ H21 3	4年 0月	卒業	
	「予備校」等は職歴等に記入してください。			年 月		
懲 戒 処 分 等	有無	年 月 日	内 容			
	有・無					
	懲戒処分歴及び罰金刑以上の刑事罰について、有無の欄のいずれかに「○」を付け、「有」の場合は時期とともに、内容についてわかりやすく記入すること。(年月日は判決確定年月日又は処分年月日とすること)					
	※職歴は裏面に記入すること					
(宣誓欄)記載事項に相違ありません。また、私は学校教育法9条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しないことを誓います。						
令和 年 月 日 氏 名						

- ※ “任期付短時間”は、育児短時間勤務職員の代替職員として、週当たり31時間以下で勤務する形態です。
- ※ 産前産後休暇を取得する職員の代替として、臨時的任用職員に採用された場合、引き続き育児休業を取得する職員の休業中の期間の範囲内で、任期付職員として採用される場合があります。
- ※ “非常勤”は、会計年度任用職員として、週当たり30時間未満で勤務する形態です。
- ※ 学歴・職歴等は、給料を決定する際の資料となりますので、正確に記入してください。
- ※ 記入の際には必ずホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/site/16/detail-2521.html>) を確認してください。

学校教育法9条に定める教員等の欠格事由の一つ「禁錮以上の刑に処せられた者」には、以下の期間にあるものも含まれます。

- 禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間
- 禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た時から、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間

